

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

中古資産の耐用年数

Q：当社は中古建物を購入し、事務所として使用しています。減価償却費の計算の際、耐用年数はどのように決定すればよいのでしょうか。

A：事業の用に供した時以後の使用可能期間を、その中古資産の物理的、機能的な面から見つけ出し、その期間を耐用年数とします。

この見積りが困難な場合には簡便法により計算した年数を耐用年数とすることが認められています。

【解説】

中古資産を取得して事業の用に供した場合の耐用年数は、事業の用に供した時以後のその資産の使用可能期間によることができることとされています。

この使用可能期間の見積りが困難な場合には、簡便法として次により計算した年数（1年未満の端数は切捨て、また、計算された耐用年数が2年未満のときは2年とします。）を耐用年数とすることが認められています。

①法定耐用年数の全部を経過したもの

法定耐用年数 × 20%

②法定耐用年数の一部を経過したもの

(法定耐用年数 - 経過年数) + (経過年数 × 20%)

